

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	寺 (寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高齢化により農業従事者が年々減少傾向にあり外部への委託が進行している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

令和7年度に集落営農組合の法人化を検討している。  
米を主として、減反時には、麦(小麦・大麦)や大豆・菜種の栽培を予定している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
米は個人での運用となっており、一部入り作(外部からの耕作)となっておりバラ耕作となっており、米の作付けでの営農化を推進することで集約化をする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
個人所有の農地面積を把握し正規の営農団体の発足を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状の3反区画より更なる効率化を図るために国営大規模圃場整備を実施予定。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
確立した営農団体の法人化を図ると共に、隣接地域との意思疎通を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託先として数名(団体)の候補がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑧大規模の区画整理の前に機械収納倉庫や、乾燥機などの施設場所や、運用資金の面で検討に入っている。				